

## 世界人権宣言（抜粋）

（昭和 23（1948）年 12 月 10 日 第 3 回国際連合総会採択）

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

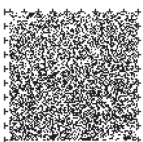
これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

**第 1 条** すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

**第 2 条** すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。（2 略）

**第 7 条** すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。



# 日本国憲法（抜粋）

（昭和 21（1946）年 11 月 3 日公布 昭和 22（1947）年 5 月 3 日施行）

## （基本的人権）

**第 11 条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

## （自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

**第 12 条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

## （個人の尊重と公共の福祉）

**第 13 条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

## （平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

**第 14 条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（2、3 略）

## （居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由）

**第 22 条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。  
2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

## （家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

**第 24 条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。  
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

## （生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

**第 25 条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

## （教育を受ける権利と受けさせる義務）

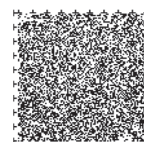
**第 26 条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。  
2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

## （勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

**第 27 条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。（2、3 略）

## （基本的人権の由来特質）

**第 97 条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。



# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 (2000) 年 公布・施行)

## (目的)

**第 1 条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

**第 2 条** この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

**第 3 条** 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

**第 4 条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

**第 5 条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

**第 6 条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

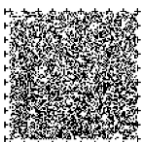
**第 7 条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

**第 8 条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

**第 9 条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。



# 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成 28 (2016) 年 12 月 16 日 公布・施行)

## (目的)

**第 1 条** この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

**第 2 条** 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

**第 3 条** 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

**第 4 条** 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

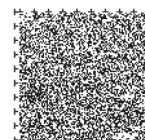
## (教育及び啓発)

**第 5 条** 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

**第 6 条** 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。





# 熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

(令和2(2020)年6月29日公布・施行)

熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例(平成7年熊本県条例第18号)の全部を改正する。

## (目的)

**第1条** この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

**第2条** 部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (県の責務)

**第3条** 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

## (相談体制の充実)

**第4条** 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

## (教育及び啓発)

**第5条** 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

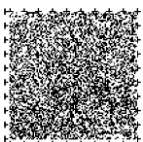
## (部落差別の実態に係る調査)

**第6条** 県は、国が行う法第6条の部落差別の実態に係る調査に協力するものとする。

## (県民及び事業者の責務)

**第7条** 県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

2 県民及び事業者は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区



に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他同和地区に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

#### （指導及び助言）

**第8条** 知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

#### （規制）

**第9条** 事業者は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を受託してはならない。

#### （申出）

**第10条** 前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

#### （勧告等）

**第11条** 知事は、事業者が第9条の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

#### （解釈及び運用）

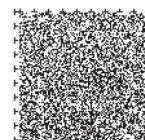
**第12条** この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

#### （規則への委任）

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



# 「えせ同和行為」への対応

（法務省人権擁護局「えせ同和行為対応の手引」より）

## 「えせ同和行為」対応の基本的注意事項

### ① 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否することにあります。応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和問題（部落差別）への取組等の名目で行われても結論は同じです。

### ② こわいものという意識を捨てること

同和問題（部落差別）の名の下に不当な要求をする者は、そのことによって「もはや同和問題（部落差別）を論じる資格はない」というべきです。その者の要求行為は、えせ同和行為そのものであり、恐れる必要のないものです。

### ③ 初期の対応

最初から一貫して、毅然とした態度で対応します。最初の対応の誤りが事件を拡大させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせたりしてはいけません。

### ④ 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、「弱い者に強く、強い者には弱い」ものです。したがって、安易な妥協をすると、さらにつけ込まれることとなります。その場しのぎの安易な妥協は、火に油を注ぐ結果となります。例えば、えせ同和行為者は、刑事事件となることを怖がって、具体的な金銭の要求をせず、「誠意を見せろ」、「善処しろ」などと攻めてきますが、それに根負けして金銭で妥協してはいけません。

### ⑤ 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件となることを怖がっているため、激しい言葉を発しても、実際に暴力行為に出ることはまずありません。仮に暴力的言動があった場合は、直ちに警察への通報など法的手段をとるべきです。

### ⑥ 同和問題（部落差別）への取組を非難された場合

同和問題（部落差別）への取組や研修の在り方を口実に不当と思われる要求を受けたときは、相手方に対し、「法務局に申し出て、それが人権侵害になるかどうか、また、今後どうすべきかについて、法務局の処理に委ねたい。」と伝えます。その後、速やかに法務局に相談して態勢を整えましょう。

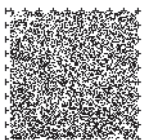
### ⑦ 弱みを追及された場合

弱みを追及された場合でも、密室での取引を排して、紛争の適正妥当な解決を図るための正当な手続きによるべきです。相手の指摘する内容が仮に事実であるとしても、法的な観点から見れば、損害賠償等を認めるには、「故意過失の有無」、「賠償の対象になるかどうか」、「適正妥当な賠償額はどうか」などの検討を要します。したがって、それらの検討をしないまま、安易に相手の要求を認めたり、謝罪的な発言をしたりしてはなりません。事務上の過誤等の処理は、法律に従った正しい手続きによって行うべきであり、それを口実にする、相手方の違法・不当な要求は、断固として拒否すべきです。

### ⑧ 組織全体で対応

えせ同和行為に対しては、組織全体で対応すべきです。支店等で不当な要求を受けた場合は、支店長が個人的に、または支店限りでその要求に応じるべきではありません。

相手は、その対応の不備等を口実にして、本店に対して、より大きな要求をしてく



ることが多いので、本店に報告したり、指示を求めたりするなどして、組織全体として対応すべきです。

### ⑨ 官公署の影響力が利用された場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡をとり、その官庁の企業に対する影響力を悪用しようとする 경우가多くあります。各行政機関は、都道府県単位の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加を通じるなどして、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このようなえせ同和行為者の手口に、だまされないようにしなければなりません。

### ⑩ 法務局への相談

法務局・地方法務局の本局及び支局では、えせ同和行為の排除のための相談を受け付けており、必要に応じて、警察・弁護士会と連絡をとる体制を敷いているので、同和問題を口実とする不当な要求を受けたときは、法務局に相談してください。

### ⑪ 警察への連絡等

警察は、えせ同和行為者の排除に積極的に取り組んでいます。現在、都道府県警察では、「企業対象暴力対策本部」等を設置して、暴力団やえせ同和行為者等に関する企業からの各種相談に対応しているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業に対しては、情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身の安全を確保するための保護対策を実施しています。暴力団やえせ同和行為者等から不当な要求を受けた場合、または、受けるおそれがある場合は、次のように対処します。

ア 警察本部（刑事部暴力団対策課等）、最寄りの警察署、または暴力追放運動推進センターに速やかに連絡をとり、対応等について助言を受ける。

イ 緊急を要する場合は、ためらうことなく110番通報する。

### ⑫ 弁護士への相談

日本弁護士連合会（日弁連）は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでいます。また、そのために各都道府県にある弁護士会に、民事介入暴力被害者救済センターを置き、えせ同和行為者に対する対応について相談を受けています。えせ同和行為は、かなり知能犯的である場合が多いので、弁護士にもよく相談し、事案に応じてその解決を弁護士に依頼するとよいでしょう。

なお、民事上の手続として、以下のものが挙げられます。これらの手続について、弁護士と相談することも有益です。

#### ア 内容証明郵便の送達

相手方の行為が継続すると予想される場合には、法的手続をとる前に内容証明郵便を送達します。これには、次のような事項を記載することが考えられます。

- 相手方の行為が、刑法上脅迫罪・強要罪・恐喝罪等を構成すること（あるいは民法上不法行為となること）。
- 弁護士に依頼済みのときは、今後の連絡は弁護士事務所あてにされたいこと。
- 違法行為があるときは、断固として法的手続をとる意思があること。

#### イ 仮処分の申請

不作為の仮処分（面談禁止、架電禁止、立入禁止、業務妨害禁止等）の申立を裁判所に対して行います。仮処分決定を得ることにより、禁止事項が明確になり、相手方の動きが止まる効果が期待できます。

#### ウ 債務不存在確認の訴えの提起等

些細な誤りにつけこみ、損害賠償を求めてくる場合には、相手に対して訴訟を提起するよう促し、これに応じないときは、逆に債務不存在確認の訴えを提起するなど、紛争を裁判によって解決する方策をとります。

